

多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置
に対する基本的考え方について（最終答申）

平成17年6月29日

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会

目 次

はじめに	p 1
1 学校規模及び学校配置の現状と課題について	p 1
(1) 多摩市における学校設置の経過と現状	p 1
(2) これまでの通学区域見直しの取組経過	p 2
(3) 学校規模及び配置の課題	p 3
学区の児童・生徒数の推移	p 2
一定規模の基準に満たない学校	p 3
地域ごとの考察	p 3
(4) 教育上の課題	p 6
2 適正配置の基本的考え方	p 6
(1) 一定規模の確保	p 6
(2) 通学距離及び通学上の安全確保	p 6
(3) 地域コミュニティと歴史的背景の考慮	p 6
(4) 1中複数小の確保	p 7
(5) 学校施設の活用	p 7
3 一定規模及び適正配置の実現に向けて	p 7
(1) 通学区域見直しのための具体手法	p 7
通学区域の変更	p 7
学校の統廃合	p 7
(2) 適正学校数の目安について	p 7
小学校	p 8
中学校	p 8
(3) 通学区域の見直しの進め方について	p 8
貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区	p 8
乞田、愛宕、和田、東寺方、落川、百草地区	p 8
(4) 今後の見直しにおける留意点	p 8
児童・生徒数の動向把握	p 8
地域の合意形成	p 9
おわりに	p 9

はじめに

本市の通学区域の見直しの取り組みは、平成元年に当審議会の前身である多摩市学区調査研究協議会（以下「協議会」という。）に対して「全市的な通学区域の見直し」について諮問があり、以来平成12年11月の答申まで順次検討を行い、全市に及び一定の見直しが図られた。その結果、8小学校が4小学校に4中学校が2中学校に統廃合され、小学校21校、中学校10校となり現在に至っている。

このように本市の通学区域について一定の見直しを図ってきたが、社会全体の少子化傾向とニュータウンを持つ本市の特性から、当初の予想以上に学校の小規模化が進んできており、学校の教育環境の整備という視点からは小規模校を解消することを主に通学区域の見直しの必要が生じている。通学区域の見直しにあたっては、協議会の提言や教育を取り巻く様々な変化を踏まえ、改めて学校規模や配置についての基本的な考え方を整理する必要があった。

このような背景から平成15年7月31日に多摩市教育委員会教育長より、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置に対する基本的考え方」について当審議会に諮問があり、平成16年4月27日に、このうちの「一定規模の基本的考え方」について中間答申を行った。その後引き続き「適正配置の基本的考え方」について審議を重ね、ここに結論を得たので、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置に対する基本的考え方」について最終答申をするものである。

1. 学校規模及び学校配置の現状と課題について

(1) 多摩市における学校設置の経過と現状

多摩市のまちづくりの特徴は、市域の6割を占める多摩ニュータウンの開発事業による新市街地の形成にある。多摩ニュータウンは、昭和41年に開発事業が認可され、昭和46年より入居がはじまった。当時多摩市は、毎年1000戸を超える転入に伴う児童・生徒数の増加に対応するため学校を整備し、ピーク時は小学校が25校、中学校が12校の計37校の学校を運営してきた。こうした住宅建設に伴う入居は昭和61年を境に収束に向い、平成5年にはほぼ住宅建設が完了し、現在に至っている。このニュータウンの入居にあわせ児童・生徒数も急激に増加し、小学校は昭和59年、中学校は昭和62年をピークに以降急激に減少してきたが、ここ数年はその減少の幅は小さくなっている。（別添資料1）

比較	小学校数	児童数	中学校数	生徒数
ピーク時	25校	13,876人	12校	7,423人
H17.5.1	21校	6,820人	10校	2,974人

平成17年5月1日の学校基本調査（別添資料2）

(2) これまでの通学区域見直しの取組経過

昭和61年以降、ニュータウン建設事業が終わりに近づき、地域的には児童・生徒が減少する状況もみられるようになったことから、学校の適正規模、適正配置、通学区域のあり方などを長期的展望に立って全市的に調査研究する必要があると考え、教育委員会は、平成元年2月『『全市的な適正通学区域の長期的な将来見通しに立った見直しについて』を調査・研究するにあたっての取組手法について』を協議会に諮問した。

その結果、平成3年3月には「市内を4つのゾーン(A, B, C, D)に分けて順次検討していくことが望ましく、見直しを優先し検討すべきゾーンは、同一地域内に過大校、過少校が生じている地域である」との答申がなされた。

教育委員会は、この協議会からの答申を受け、平成3年から平成12年にかけて、さらに各ゾーンごとに協議会へ諮問を順次行い、それぞれ協議会からの答申を受け、通学区域の見直しを進めた。このことにより、一部学区の変更とともに8小学校が4小学校に4中学校が2中学校に統廃合された。多摩市学区調査研究協議会取組経過について（別添資料3）

ゾーン名	地区名	中学校学区	小学校区	統合校
Aゾーン	聖ヶ丘、馬引沢、 諏訪、永山地区	聖ヶ丘中、諏訪 中、旧永山中、旧 西永山中学校区	聖ヶ丘小、北諏訪小、 <u>旧</u> 南諏訪小、旧中諏訪小、 旧南永山小、旧西永山小、 旧東永山小、旧北永山小 小学校区	諏訪小、 永山小、 瓜生小、 多摩永山中
Bゾーン	貝取、豊ヶ丘、 南野地区	貝取中、豊ヶ丘中 学校区	南貝取小、北貝取小、南 豊ヶ丘小、北豊ヶ丘小学 校区	
Cゾーン	落合、鶴牧、 中沢、南野、唐木 田、山王下地区	鶴牧中、 <u>旧東落合</u> 中、 <u>旧西落合中学</u> 校区、	<u>旧南落合小、旧北落合小、</u> 西落合小、南鶴牧小、大 松台小学校区	東落合小、 落合中
Dゾーン	連光寺、関戸、 一ノ宮、東寺方、 落川、和田、百草、 桜ヶ丘、愛宕、 乞田地区	多摩中、和田中、 東愛宕中学校区	多摩第一小、多摩第二小、 多摩第三小、連光寺小、 竜ヶ峰小、東寺方小、東 愛宕小、西愛宕小学校区	

注) は統合のため廃校した学校

(3) 学校規模及び配置の課題

学区の児童・生徒数の推移

教育委員会は協議会の答申を受け、平成6年度から12年度まで、全市的な通学区域の見直しを行い、学校の適正規模の確保に努めてきた。しかし、その後も社会全体の少子化傾向を受け、またニュータウン地区では、子ども達が成長し他地区へ転居するなどにより少子化はさらに進み、全体として緩やかになりつつも学校の小規模化が現在も進んでいる。

その一方で連光寺、関戸、和田地区などの既存地区は、近年の区画整理の進展により、住宅が建設され転入等による人口の増加から、児童・生徒数も増加する傾向がみられる。

このように、児童・生徒数の規模について、ニュータウン地区と既存地区の学校間において、新たに不均衡が生じつつある。今後5年間の児童・生徒数推計では、その傾向はますます大きくなると予想される。(別添資料4)

このため、学校における通学区域の見直しについて新たな対応が必要となっている。

一定規模の基準に満たない学校

当審議会は、教育長の諮問を受け「一定規模の基本的考え方」について平成16年4月27日に中間答申した。中間答申で一定規模の基準として示した学級規模は次のとおりである。

ア. 小学校については、各学年複数学級を確保すること

イ. 中学校については、各学年4学級以上を理想とし、最低3学級を確保すること

この基準に満たない学校(小規模校)が、現状において下記のとおり小学校では10校、中学校では3校あり、教育環境を整える必要がある。

小学校	竜ヶ峰小(6学級)、東愛宕小(6学級)、南豊ヶ丘小(6学級)、西愛宕小(6学級)、北貝取小(6学級)、南鶴牧小(7学級)、西落合小(8学級)、北豊ヶ丘小(9学級)、諏訪小(9学級)、南貝取小(10学級)
中学校	豊ヶ丘中(5学級)、諏訪中(8学級)、東愛宕中(8学級)

対象：小学校12学級未満、中学校9学級未満の学校

平成17年5月1日学校基本調査に基づく 資料2参照

地域ごとの考察

これまで市全体の学校の状況について述べたが、市内各地区ごとの住宅等の状況及び児童・生徒数の傾向について以下のとおり考察した。

地 区	考 察	小規模校
聖ヶ丘、馬引沢、諏訪、永山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・聖ヶ丘地区はニュータウンの分譲団地(戸建、集合)が主で、現状は小中学校とも一定規模をみたしているがピーク時の半分程度。今後の児童・生徒数の増は見込めない。 ・馬引沢地区はニュータウンの区画整理事業で整備された地区で、学 	諏訪小 9学級 諏訪中 8学級

	<p>区は北諏訪小学校。空地の状況から、今後も住宅建設が見込まれ児童・生徒数も若干増加すると推測される。</p> <p>・諏訪地区は、前回の学区の見直しで2小学校が1小学校に統廃合された。地区内の北諏訪小学校は馬引沢地区及び諏訪一丁目地区の区画整理地区の住宅状況から児童・生徒数は増加傾向。一方諏訪小学校はニュータウン地区の賃貸、分譲の集合住宅が主で児童・生徒数の増加が見込めない。</p> <p>・永山地区は、前回の学区見直しで4小学校が2小学校に統廃合された。また中学校も2校が統廃合により1校となった。住宅状況はニュータウンの分譲及び賃貸地区と区画整理地区が混在している。永山地区の児童・生徒数については、区画整理地区は今後若干の増加がみられる一方、公団・公社が施工した集合住宅地区は若干減少し全体では横ばいで推移するとみられる。</p>	
<p>貝取、 豊ヶ丘、 南野一丁目 ・二丁目 地区</p>	<p>・貝取、豊ヶ丘地区は、前回の学区の見直しでは、豊ヶ丘一丁目・二丁目目で住宅建設があると見込まれたため、大きな変更は行なわれなかった。しかしその後住宅建設が予定どおり実施されなかったこともあり、現在、地区内にある4小学校の全学校において単学級が生じている。また中学校でも一部単学級が生じるなど地区全体に学校の小規模化が進んでいる。</p> <p>また、住宅の状況はニュータウンの分譲、賃貸が主で一部に区画整理地区を有する。今後小規模な戸建分譲の予定はあるが、推計上児童・生徒数の増は見込まれず、さらに小規模校化が進むと予測される。</p>	<p>南豊ヶ丘 小6学級 北貝取小 6学級 北豊ヶ丘 小9学級 南貝取小 10学級 豊ヶ丘中 5学級</p>
<p>落合、 鶴牧、 山王下、 中沢、 唐木田、 南野三丁目 地区</p>	<p>・落合、鶴牧地区は前回の学区見直しにより、一部学区の変更と5小学校のうち2小学校が1小学校に統廃合され、また中学校でも3中学校のうち2中学校が1中学校に統廃合された。</p> <p>しかし現在も、地区内の2小学校で単学級が生じるなど小規模校化が進んでいるが、多摩センター駅周辺において、近年新たに2500戸の住宅建設が計画されたことから、今後児童・生徒数の増加が見込まれる。</p> <p>・山王下、中沢、唐木田、南野三丁目地区は区画整理事業で整備された地区で今後も小規模な住宅建設が進み、児童・生徒数は横ばいで推移すると予測される。</p>	<p>南鶴牧小 7学級 西落合小 8学級</p>

<p>連光寺、 関戸、 一ノ宮、 東寺方（多 摩中学区） 桜ヶ丘一丁 目地区</p>	<p>本地区は協議会のDゾーンに分類され審議されたが、その結果通学区の見直しはなされなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連光寺、関戸地区は近年区画整理事業により住宅地としての整備がなされ、今後住宅の建設が見込まれる地区である。またこの地区には大規模なマンション計画もあり、児童・生徒数の増加が見込まれる。学区の対象となる多摩第一小学校は学級数の増加を見込んだ改築が計画され、平成20年度に工事が完了する予定である。 ・一ノ宮地区は川崎街道を境に多摩第一小学校と東寺方小学校に学区が分かれている。今後の駅周辺のマンション開発等の動向により児童・生徒数が増える可能性もある。 ・東寺方地区は区画整理事業終了後小規模な住宅建設が進み、児童・生徒数は横ばいで推移すると見込まれる。また、中学校の学区は多摩中と和田中に分かれる。 	
<p>和田、 東寺方（和 田中学区） 落川、百草、 愛宕、乞田、 桜ヶ丘二丁 目・三丁目 ・四丁目 地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・和田地区は最近区画整理事業を終え住宅整備が進んでいる。通学区である多摩第二小学校はすでに児童数が多く施設的な余裕がない。今後の児童数の推計ではさらに児童数の増加が見込まれるため施設対応が必要である。 ・百草団地地区を学区とする竜ヶ峰小学校は全学年単学級であり、平成17年度の学校基本調査では、児童数が59人と超小規模校となっている。当該団地は昭和40年代初期建設の集合住宅で、今後も児童・生徒数の増加が見込まれず超小規模校の状況が続くと予測される。 ・落川、百草、東寺方（和田中学区）地区は小規模な住宅建設が進み、児童・生徒数は横ばいで推移すると見込まれる。 ・愛宕地区はニュータウンの初期入居地区が主である。東愛宕小学校・西愛宕小学校は全学年が単学級であり、今後も開発計画が無いことから、児童数推計では小規模校化がさらに進むと考えられる。 ・乞田地区はニュータウンの区画整理事業で整備された地区であり、今後も住宅建設が予想される。地区内の多摩第三小学校は施設の老朽化が進んでおり、また建物形状が八角形という構造から耐震対応のためにも今後改築が必要である。また児童・生徒数は現状維持で推移すると見込まれる。 ・桜ヶ丘地区は戸建ての住宅街区をなし、多摩第一小学校、東寺方小学校、多摩第二小学校、多摩第三小学校と4学区に分かれている。また地形的には高低差が大きい地区である。児童・生徒数は現状維持で推移すると見込まれる。 	<p>竜ヶ峰小 6学級 東愛宕小 6学級 西愛宕小 6学級 東愛宕中 8学級</p>

(4) 教育上の課題

多摩市の学校はニュータウン地区を中心に小規模化が進んでおり、今後もその傾向が進むと考えられる。

学校における児童・生徒数が減少することは、学級数、教員数が減少することになり、そのことは「児童生徒の成長・発達に必要な集団活動が十分にできない」「クラス替えができない」、「中学校では教科担任を専任でおけない」「複数の教員による教科学研究が十分にできない」、そして「子どもたちの希望する部活動ができない」など、教育や学校運営に様々な課題を生じさせることになる。

さらに、児童・生徒数に対して過剰な学校施設の維持、例えば空き教室を生み出している状況は、財政的にも大きな負担となっており、また学校を安全かつ適正に管理していく上でも困難な状況を生み出している。

これらのことから小規模校を解消し、教育環境を適正にする必要が生じている。

2. 適正配置の基本的考え方

小規模校を解消し、教育環境を整えるためには、学校の適正配置を進める必要がある。この適正配置を考えるにあたり、当審議会が中間答申した「一定規模の基本的考え方」を前提に、協議会の6つの基本姿勢（教育効果、適正配置、適正規模、コミュニティ、通学路の安全性、2小1中の原則…別添資料5）について現状を踏まえて見直し、以下のとおり「適正配置の基本的考え方」を整理した。

(1) 一定規模の確保

学校教育は、集団生活の中での学習や指導による教育効果を重視している。従って一定の集団が形成できる規模の確保が重要である。

当審議会は中間答申により「一定規模の基本的考え方について」を示しており、学校の学級規模についての基本的考え方は以下のとおりである。

ア．小学校については、各学年複数学級を確保すること

イ．中学校については、各学年4学級以上を理想とし、最低3学級を確保すること

(2) 通学距離及び通学上の安全確保

通学距離はなるべく短く設定されることを基本に、地形の高低差も考慮する必要がある。また通学路は交通安全の観点から、主要幹線や河川により分断されないことが望ましい。さらに昨今不審者情報も多いことから、通学における防犯上の観点も考慮する必要がある。

(3) 地域コミュニティと歴史的背景の考慮

学校と地域の関わりはますます重要になっている。その地域における学校の果たしてきた役割や経緯を踏まえる必要がある。また教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性など地域コミュニティとの整合性や連携が図れるように留意する。

(4) 1中複数小の確保

中学校では、生活環境や経験の違う多くの生徒に出会い、視野を広げることが重要である。また、小学校と中学校の通学区域は交友関係や地域との結びつきなどから整合性をもたせることが望ましい。このことから1中2小が望ましいが、私学への進路動向や地域の実情を踏まえると、全ての学校に当てはめることは難しい。したがって、1中複数小を確保することを基本とする。

(5) 学校施設の活用

学校敷地として必要な20,000m²以上の土地を新たに確保し、学校を整備することは、市内の宅地の状況や財政的な観点から容易ではなく、現行の施設が最大限に活用されることが重要である。学区の見直しにあたり、新たな場所に学校を設置することや増築等はできるだけ行わないよう配慮する。

3. 一定規模及び適正配置の実現に向けて

(1) 通学区域見直しのための具体的手法

小規模校を解消し一定規模を確保するために通学区域を見直す具体的手法としては、以下の二つが考えられる。地区の状況に応じ手法を選択または併用し、一定規模及び適正配置を実現していく。

通学区域の変更

大規模校と小規模校が隣り合う場合は、接する通学区域の線引きを変更することにより、両校の一定規模を確保する方法

学校の統廃合

隣接する学校同士を統合し、一定規模を確保する方法

(2) 適正学校数の目安について

現状における一定規模に満たない小規模校は、小学校21校中10校(対象12学級未満の学校)、中学校10校中3校(対象9学級未満の学校)となっている。

中間答申で示した「一定規模」を確保しつつ、上記の「2. 適正配置の基本的考え方」に基づく適正学校数を求める検討を行った。

中間答申で示した「一定規模の確保の方法」は、「小学校については1学年60人を、中学校については1学年105人を下回る場合、小規模校化の前兆として捉え、その時点で再度推計を見直すなど状況を把握し、恒常的に一定規模の確保が困難になると判断される場合、統廃合を含めた通学区域の再編などの対応について検討を開始すること。」である。

適正学校数を求めるにあたり、単なる机上の計算では意味がないので、実現可能性を検証するための検討を行った。具体的には、町丁名毎の住民基本台帳による年齢別人口をもとに、「適正配置の基本的考え方」に配慮しつつ現状の学区の割り振りを変更するな

どにより、小学校については1学年60人を、中学校については1学年105人を満たすよう新たな学区のシミュレーションサンプルを作成して実現可能性を検証した。

検討の結果、中間答申で示した「一定規模」を確保しつつ「適正配置の基本的考え方」に基づく適正学校数について次のとおり結論を得た。

小学校

一定規模を確保する視点からは14校が適正な学校数であるが、「適正配置の基本的考え方」の(2)以降の事項を配慮し、16校までが許容の範囲である。

中学校

一定規模の確保及びその他「適正配置の基本的考え方」を踏まえ8校程度が適正学校数である。

(3) 通学区の見直しの進め方について

上記の検討の結果、小学校は5～7校が、中学校はおよそ2校が現状において過剰であるという結論になった。今後、小規模校を解消するためには、適正学校数を目安に、小規模校を持つ学区を中心に統廃合を含む通学区の見直しを進める必要がある。その取り組みにあたり優先すべき地区は「地域ごとの考察」から以下のとおりである。

貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区

貝取、豊ヶ丘、南野一丁目・二丁目地区は前回の学区の見直しでは、新たに住宅建設が見込まれたため、大きな見直しがなされなかった。しかし、その後住宅建設は縮小されたこともあり、地区内の南豊ヶ丘小学校、北豊ヶ丘小学校、南貝取小学校、北貝取小学校、豊ヶ丘中学校では小規模校化が進んでいる。今後もさらに小規模校化が進むと予測され、特に単学級が発生している中学校の小規模化は生徒への影響が大きい。

乞田、愛宕、和田、東寺方、落川、百草地区

乞田、愛宕、和田、東寺方、落川、百草地区には小規模校として竜ヶ峰小学校、東愛宕小学校、西愛宕小学校、東愛宕中学校がある。特に著しく小規模となっている竜ヶ峰小学校と児童数が増えつづけ施設上の対応が必要である多摩第二小学校は早急な対応が望まれる。

(4) 今後の見直しにおける留意点

児童・生徒数の動向把握

マンション等による大規模な住宅建設は、児童・生徒数の増加から、学校の配置にも影響を与える可能性がある。したがって教育委員会は都市計画部門と連携を密にし、開発動向を的確に捉え、児童・生徒数の発生見込みを推計し、今後の通学区の見直しに反映していく必要がある。

また、平成15年度から実施している学校選択制により、各学校における新1年生の

人数の動向把握は難しくなっている。これまでの実績を踏まえ、その傾向を把握し学校間の推計誤差を小さくすることが望まれる。

地域の合意形成

具体的な通学区域の見直しにあたっては、保護者や地域住民の合意形成に十分配慮する必要がある。このため地域説明会等を実施するなど十分な説明を行いながら進めていくことが重要である。

おわりに

当審議会への諮問事項である「一定規模及び適正配置に対する基本的な考え方」を審議するにあたり、まず本市の小規模化が進む学校の現状を踏まえ小規模な学級や学校がもたらす教育環境への影響について検証を行った。次に学年単位の学級規模の在り方についての基準づくりや一定規模を確保する方法について検討し、それらをまとめ平成16年4月27日には「一定規模の基本的な考え方」について中間答申を行った。

今回「適正配置の基本的考え方」を検討するにあたっては、まず中間答申で示した一定規模の基準を満たす学校配置を検討して、その上で学校配置上考慮すべき事項について審議しその基本的考え方をまとめたものである。

今後、教育委員会が本答申を受け、具体的な地域ごとに学校の統廃合等を行い通学区域を見直すことになるが、実際に保護者や地域の理解を得ながら進めていくということは協議会での取り組み経過でも明らかとなっており、必ずしも容易なことではない。地域に入り保護者、市民等へ説明し理解を得るためには多くの時間が必要となり、その結果市全体の見直しが終わるまでに相当の期間がかかることも予想される。しかしながら子どもたちは日一日と成長しており、一日も早い教育環境の整備が望まれることから、具体的な地域ごとの見直しの進め方としては、緊急度の高い地域を特に優先する必要がある。

本答申を踏まえ、教育委員会が保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、学校の一定規模及び適正配置の実現に向けて具体的な通学区域の見直しを速やかに進めるよう切に希望するものである。